	四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち 掛川市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
静岡県のうち 掛川市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、	
静岡県のうち 袋井市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
静岡県のうち 袋井市	同時に給油することができる自動車の数が八以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、	

静岡県のうち 賀茂郡のうち河津町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
静岡県のうち 賀茂郡のうち河津町	同時に給油することができる自動車の数が三以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、	
愛知県のうち 春日井市	同時に給油することができる自動車の数が八以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
愛知県のうち 春日井市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
に、	
愛知県のうち 豊田市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
を	